

## 埼玉県介護支援専門員実務研修受講試験及び実務研修・現任研修に係る事業者指定要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法施行令（平成10年12月24日政令第412号。以下「政令」という。）、介護支援専門員に関する省令（平成10年4月10日厚生労働省令第53号）、介護支援専門員養成研修事業の実施について（平成11年4月2月老発第316号厚生省老人保健福祉局長通知。以下「老発第316号通知」という。）及び介護支援専門員現任研修事業の実施について（平成12年9月19日老発第646号厚生省老人保健福祉局長通知。以下「老発第646号通知」という。）に定めるもののほか、介護支援専門員実務研修受講試験及び介護支援専門員実務研修・現任研修に係る事業者の指定等に関し、必要な事項を定める。

### (指定要件等)

第2条 政令第35条の2第1項の規定による介護支援専門員実務研修受講試験を実施する事業者（以下「試験事業者」という。）の指定は、同条第4項各号の要件に加え、次の各号を満たすと認められる場合に行うものとする。

(1) 介護保険法その他の関係法令、老発第316号通知及び別紙の埼玉県介護支援専門員実務研修受講試験事務分掌基準等に基づき、介護支援専門員実務研修受講試験事業（以下「試験事業」という。）を適正に実施できること。

(2) その他、試験事業を適正に実施するための要件を欠いていないこと。

2 政令第35条の2第1項の規定による介護支援専門員実務研修を実施する事業者（以下「研修事業者」という。）の指定は同条第6項各号の要件に加え、次の各号を満たすと認められる場合に行うものとし、研修事業者の指定を受けた場合には、老発第646号通知の7(2)により介護支援専門員現任研修事業の指定を受けたものとする。

(1) 介護保険法その他の関係法令、老発第316号通知及び老発第646号通知に基づき、実務研修事業及び現任研修事業（以下「研修事業」という。）を適正に実施できること。

(2) 政令第35条の2第2項の規定による介護支援専門員登録証明書の作成又は交付等の事務を委託された場合には、これを適正に実施できること。

(3) その他、研修事業を適正に実施するための要件を欠いていないこと。

3 知事は、前2項の指定に係る審査を行うため、必要に応じて、試験事業者、研修事業者又は関係者に対して紹介を行い、報告を求め、又は実地に調査を行うものとする。

### (指定の申請)

第3条 試験事業者又は研修事業者の指定を受けようとする者は、政令第35条の2第4項又は第6項の規定に基づき、様式第1号の指定申請書を知事に提出するものとする。

### (指定の決定)

第4条 知事は、前条の申請があったときは、その指定の可否を決定し、様式第2号の通知書により申請者に通知する。

(事業計画書等)

第5条 政令第35条の2第4項第3号ハ又は第6項第4号ニの事業計画書及び事業実績報告書は、様式第3号又は様式第4号の事業計画書及び様式第5号又は様式第6号の事業実績報告書により行うものとする。

2 前項の事業計画書は、事業の受験者又は受講者の募集又は案内等を開始する日の2ヶ月前又は当該事業を実施する前年度末のいずれか早い日までに提出するものとする。

3 知事は、第1項の事業計画書の内容を審査し、必要に応じて計画変更を求めるものとする。

(修了者名簿)

第6条 研修事業者は、政令第35条の2第6項第3号ハの名簿を永久保存し、解散又は清算する場合には、これを知事に引き継ぐものとする。

(指定内容の変更)

第7条 政令第35条の2第4項第3号ロ又は第6項第3号ロの届出は、様式第7号の変更届出書により行うものとする。

(事業の廃止)

第8条 政令第35条の2第4項第3号イ又は第6項第3号イの承認申請は、様式第8号の廃止承認申請書により行うものとする。

2 知事は、前項の申請があったときは、廃止の可否を決定し、様式第9号の通知書により申請者に通知する。

(指定の取消)

第9条 知事は、前条第2項により廃止を承認した事業者の指定を取り消すものとする。

2 第2条の規定は、政令第35条の2第5項又は第7項の指定取消に係る審査に関し、準用する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、試験事業又は研修事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

## 別紙

### 埼玉県介護支援専門員実務研修受講試験事務分掌基準

#### 1 埼玉県の分掌事務

- 1 試験の総括管理を行う試験総本部を設置し、試験事業者に必要な指示を行うこと。
- 2 試験総本部、試験本部及び試験監督員の職務等について必要な事項を定めること。
- 3 法令等及び厚生労働省が指示する合格基準に基づき、試験の可否を決定すること。
- 4 受験成績台帳並びに受験申込書及び添付書並びに答案その他の帳簿等の保存期間を定めること。
- 5 その他試験事務の実施に関し必要な事項を定めること。

#### 2 試験事業者の分掌事務

- 1 年1回以上、適正、確実、かつ、公正に試験事務を実施すること。
- 2 試験実施予定日時、場所その他必要な事項をあらかじめ公表し、広報等を通じて周知に努めること。
- 3 受験申込者の便宜を図り、介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書を適切な方法で配付すること。
- 4 あらかじめ公表された提出期間内に提出された受験申込書を受け付けること。
- 5 受験申込書又は添付書面に不備な点を認めるときは、補正が可能な場合は、期限を付して補正させ、受験資格を有していないなど補正が不可能な場合は、受理できない理由を付して、受験申込書及び添付書面並びに受験手数料を受験申込者に返還すること。（この場合において、受験手数料の返還に要する実費は、受験申込者の負担とすることができる。）
- 6 受験申込書を受理したときは、受験票に受験番号その他必要な事項を記入し、遅滞なく受験申込者に送付すること。
- 7 確実、かつ、秘密を厳重に保持できる方法で試験問題の運搬及び保管等を行うこと。
- 8 試験の前日までに試験会場において必要な準備を行うこと。
- 9 試験の実施にあたり、県の指示に従うとともに、試験会場ごとに試験本部を設置し、試験の実施を管理させること。
- 10 試験の実施にあたっては、試験会場の試験室ごとに試験を円滑に行うために必要な数の試験監督員を配置すること。
- 11 確実な方法により試験の採点を行うこと。
- 12 試験受験者に対して試験の可否の通知を行うこと。
- 13 試験の採点の結果及び合否等について正確に記録し、厳重に保管すること。
- 14 受験手数料の収納方法を定め、受験申込者に納付させること。
- 15 採点方法について秘密を厳守すること。
- 16 確実で秘密が漏れることのない方法により帳簿等を保存すること。
- 17 焼却その他の復元することができない方法で帳簿等を廃棄すること。
- 18 その他試験事務の実施に関し必要な事項を定めること。

様式第1号

埼玉県介護支援専門員実務研修受講試験に係る事業者指定申請書  
(埼玉県介護支援専門員実務研修・現任研修に係る事業者指定申請書)

第 号  
年 月 日

埼玉県知事 様

団体名  
代表者名 印  
所在地  
電話番号

介護保険法施行令第35条の2第4項(第6項)の規定に基づき、介護支援専門員実務研修受講試験(介護支援専門員実務研修・現任研修)に係る事業者指定を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 試験事業(研修事業)を実施する者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 2 試験事業(研修事業)の名称
- 3 事業開始年度の事業を行う施設の名称及び所在地並びに当該施設の使用権原を証する書類又は当該書類の写し(当該書類等の添付が困難な場合は、施設の確保に努めている状況)
- 4 申請者の定款、寄付行為等及びその登記簿の謄本又は条例等
- 5 事業開始年度の事業計画書及び収支予算書
- 6 申請者の資産状況
- 7 試験事業(研修事業)の手数料その他、試験の受験者又は研修の受講者から受領する金額及び当該金額の算出基礎
- 8 その他指定に関し、必要があると認める事項

様式第2号

埼玉県介護支援専門員実務研修受講試験に係る事業者指定（不指定）通知書  
（埼玉県介護支援専門員実務研修・現任研修に係る事業者指定（不指定）通知書）

第 号  
年 月 日

団体名  
代表者名 様

埼玉県知事 印

年 月 日 第 号で申請があった埼玉県介護支援専門員実務研修受講試験事業者（埼玉県介護支援専門員実務研修・現任研修事業者）については、下記のとおり決定する。

記

埼玉県介護支援専門員実務研修受講試験事業者（埼玉県介護支援専門員実務研修・現任研修事業者）に指定する（指定しない）。

【指定しない理由】

教 示

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、埼玉県知事に対して異議申立をすることができます。

提出先 さいたま市浦和区高砂3-15-1  
埼玉県 部 課

様式第3号

年度 埼玉県介護支援専門員実務研修受講試験事業計画書

第 号  
年 月 日

埼玉県知事 様

団体名  
代表者名 印  
所在地  
電話番号

年 月 日 第 号で指定を受けた埼玉県介護支援専門員実務研修  
受講試験事業について、 年度事業計画書を提出します。

1 受験者の募集

- (1) 広報及び受験案内配布の時期及び方法
- (2) 受験申込書の受付及び受験手数料徴収の方法
- (3) 受験資格等の審査体制及び受験票送付の方法

2 試験の実施

- (1) 試験日時
- (2) 試験会場の名称及び所在地並びに当該施設の使用権原を証する書類又は当該書類の  
写し（当該書類等の添付が困難な場合は、施設の確保に努めている状況
- (3) 事業に係る収支予算書
- (4) 受験手数料その他、受験者から受領する金額及び当該金額の算出基礎
- (5) 試験問題等の運搬及び保管の方法
- (6) 試験監督員の配置等試験当日の実施体制
- (7) 採点の方法

3 合否の通知等

- (1) 採点結果、合否結果、合格者名簿その他の記録の保管方法
- (2) 合否通知の発送方法
- (3) 試験に係る帳簿等の廃棄方法

様式第4号

年度 埼玉県介護支援専門員実務研修・現任研修事業計画書

第 号  
年 月 日

埼玉県知事 様

団体名  
代表者名 印  
所在地  
電話番号

年 月 日 第 号で指定を受けた埼玉県介護支援専門員実務研修・現任研修事業について、年度事業計画書を提出します。

1 研修の実施

- (1) 研修日時
- (2) 研修会場の名称及び所在地並びに当該施設の使用権原を証する書類又は当該書類の写し（当該書類等の添付が困難な場合は、施設の確保に努めている状況）
- (3) 研修の課程、日程、講師、内容及び時間等
- (4) 研修修了の認定法
- (5) 研修修了証明書の作成及び交付の方法
- (6) 事業に係る収支予算書
- (7) 受講手数料その他、研修受講者から受領する金額及び当該金額の算出基礎
- (8) 研修担当者の配置等研修当日の実施体制

2 研修修了者名簿その他の書類の作成及び保管の方法

3 実務研修については、試験合格後の研修受講地変更の扱い

様式第5号

年度 埼玉県介護支援専門員実務研修受講試験事業実績報告書

第 号  
年 月 日

埼玉県知事 様

団体名  
代表者名 印  
所在地  
電話番号

年 月 日 第 号で指定を受けた埼玉県介護支援専門員実務研修  
受講試験事業が終了しましたので、次のとおり報告します。

1 試験日時

2 試験会場

3 試験結果

(1) 受験申込者数

(2) 受験者数

(3) 合格者数

(4) 合格者名簿(紙・磁気媒体・その他 )

(5) 合否通知の発行完了日 年 月 日



様式第6号

年度 埼玉県介護支援専門員実務研修・現任研修事業実績報告書

第 号  
年 月 日

埼玉県知事 様

団体名  
代表者名 印  
所在地  
電話番号

年 月 日 第 号で指定を受けた埼玉県介護支援専門員実務研修・現任研修事業が終了しましたので、次のとおり報告します。

1 研修結果

(1) 受講者数

(2) 修了者数

(3) 修了者名簿(紙・磁気媒体・その他 )

(4) 修了証の発行完了日 年 月 日

(5) 研修実施期間 年 月 日 ~ 年 月 日

(6) 研修会場

様式第7号

埼玉県介護支援専門員実務研修受講試験に係る変更届出書  
(埼玉県介護支援専門員実務研修・現任研修に係る変更届出書)

第 号  
年 月 日

埼玉県知事 様

団体名  
代表者名 印  
所在地  
電話番号

年 月 日 第 号で指定を受けた埼玉県介護支援専門員実務研修  
受講試験事業（埼玉県介護支援専門員実務研修・現任研修事業）について、次のとおり変  
更したいので届出します。

変更する事項	
--------	--

変更の時期	変更の内容	変更の理由
	(変更前)	
	(変更後)	

※ 参考書類がある場合は、添付してください。

様式第8号

埼玉県介護支援専門員実務研修受講試験に係る事業廃止承認申請書  
(埼玉県介護支援専門員実務研修・現任研修に係る事業廃止承認申請書)

第 号  
年 月 日

埼玉県知事 様

団体名  
代表者名 印  
所在地  
電話番号

年 月 日 第 号で指定を受けた埼玉県介護支援専門員実務研修  
受講試験事業（埼玉県介護支援専門員実務研修・現任研修事業）について、次のとおり廃  
止したいので届出します。

廃止する事業	
--------	--

廃止の時期	廃止する事項	変更の理由
現に受験・受講している者等に対する措置（措置が必要な場合に記載）		

※ 参考書類がある場合は、添付してください。

様式第9号

埼玉県介護支援専門員実務研修受講試験に係る事業廃止承認通知書  
(埼玉県介護支援専門員実務研修・現任研修に係る事業廃止承認通知書)

第 号  
年 月 日

団体名  
代表者名 様

埼玉県知事 印

年 月 日 第 号で申請があった埼玉県介護支援専門員実務研修受講試験事業（埼玉県介護支援専門員実務研修・現任研修事業）については、下記のとおり決定する。

記

埼玉県介護支援専門員実務研修受講試験事業（埼玉県介護支援専門員実務研修・現任研修事業者）の廃止を承認する（承認しない）。

【承認しない理由】

教 示

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、埼玉県知事に対して異議申立をすることができます。

提出先 さいたま市浦和区高砂3-15-1  
埼玉県 部 課